壱岐市監査委員公表第４号

　財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、壱岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

　令和７年６月１２日

壱岐市監査委員　吉田　泰夫
壱岐市監査委員　殿川　穂
壱岐市監査委員　左野　健治

指導事項に係る措置状況等

| No. | 監査対象機関 | 内　　容 | 措置状況等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 【所管部局】<br>水産課<br><br>【団体等】<br>壱岐栽培漁業振興公社 | 壱岐栽培漁業振興公社において、通帳と印鑑の管理を同一人が行っている。通帳管理と印鑑管理は別人が行うこと。 | 通帳と印鑑を課長が鍵付きの保管庫で管理しておりました。指摘以降、通帳を課長補佐が、印鑑を課長が管理する体制に変更しております。 |